



武雄市公告第 42 号

武雄市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務委託について、条件付き一般競争入札を実施しますので、入札参加資格確認申請の受付の期間等を次のとおり公告します。

令和 7 年 7 月 11 日

武雄市長 小 松 政



1 入札に付する事項

(1) 業務名

武雄市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務委託

(2) 業務場所

武雄市 市内一円

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和 8 年 1 月 15 日

(4) 業務概要

調査・基本設計業務 28 箇所

(5) 予定価格

9, 610, 000 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

(6) 最低制限価格

8, 168, 500 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

2 入札方法

条件付一般競争入札

3 入札参加資格に関する事項

本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 公告日時点で、令和 7 年度・令和 8 年度武雄市入札参加資格者名簿の測量・建設コンサルタント業務に登載されている者であり、佐賀県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (2) 過去に官公庁が発注した同種業務を受注した実績があること(同業種とは、公共施設等への太陽光発電設備等の導入可能性調査とする)。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 入札参加資格確認申請日において、武雄市建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 開札の日以前 6 か月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

- (6) 開札の日までに、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続きの申立がなされたものでないこと。
- (7) 当該業務の他の入札参加資格者と、資本若しくは人事面において強い関連がある者でないこと。
この場合における「資本若しくは人事面において強い関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 法人税法施行令第 4 条第 2 項及び第 4 項に該当する者（会社）
 - イ 一方の会社の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下本条において同じ。）が、他の会社の役員を現に兼ねている会社
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次のイからニに掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等役員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社における執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款の別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- (8) 当該業務において適正と認められる技術士法に基づく技術士の資格を有する者又は建設コンサルタント登録規定第 3 条第 1 号ロの認定を受けた者（測量法に基づく測量の業務にあつては、測量士の資格を有する者）を管理技術者及び照査技術者（測量法に基づく測量業務にあつては管理技術者）として配置できること。
- (9) 武雄市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団等でないこと。

4 入札参加資格確認申請書及び提出資料

- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 業務委託等の実績調書及び実績を証明する書類
- (3) 配置予定技術者調書及び実績を証明する書類
- (4) その他添付書類

5 申請書等の提出方法等

入札参加希望者は、本公告に定める資格要件を満たしていることを確認のうえ、申請しなければならない。

(1) 受付期間

令和 7 年 7 月 14 日（月）から令和 7 年 7 月 18 日（金）まで

ただし、休日（土・日、国民の祝日）を含まない。

(2) 受付場所

武雄市役所 総務部 財政課 契約検査係

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市役所 3 階

電話番号 0954-23-9320

(3) 提出方法

① 持参の場合 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）12 時 0 0 分までに提出すること。

② 郵送の場合 令和 7 年 7 月 1 8 日（金）事前に電話連絡を行うこと。

6 入札参加資格の確認

(1) 申請書を提出した申請者の入札参加資格は、武雄市入札参加者資格審査委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定する。

(2) 入札参加資格を確認した場合は、その旨を速やかに、入札参加資格確認通知書により申請者に通知する。

(3) 本業務の入札に参加できる者は、入札参加資格確認通知書を受けた者に限る。

7 入札参加資格の喪失

(1) 入札参加資格を有する旨の確認を受けた者が、その後資格要件を満たさなくなったとき、又は申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したときは、入札に参加できないものとする。

8 設計書等の公表等

設計書等を公表する場所及び期間は、次のとおりとし、設計書等の関係書類は、武雄市のホームページからダウンロードできるものとする。

(1) 場所

武雄市ホームページ

(2) 期間

令和 7 年 7 月 1 1 日（金）から令和 7 年 8 月 4 日（月）

9 設計図書等に対する質問回答等

入札参加資格確認申請書の提出者は、当該設計図書等に疑義があるときは、質問することができる。

(1) 質問書の受付期限

令和 7 年 7 月 2 3 日（水）12 時 0 0 分まで

(2) 質問書の提出方法

所定の様式に質問事項を記載し、武雄市役所総務部財政課契約検査係宛てに電子メールにより提出すること。件名は「【質問書】 武雄市公共施設への太陽光発電設備導入可能性調査・基本設計業務委託」とすること。なお、提出した者は、必ず到着確認の電話をすること。電話、口頭等によるものは受け付けない。

電子メールアドレス keiyaku@city.takeo.lg.jp

電話番号 0954-23-9320

(3) 回答方法

令和7年7月28日(月)までに、すべての事業者からの質問の回答を武雄市ホームページへ掲載することとし、個別の回答は行わないものとする。

10 入札の日時及び場所等

(1) 入札日時

令和7年8月4日(月) 10時30分

(2) 場所

武雄市役所 4階会議室

(3) 入札に参加する者は、下記により、別紙様式による「入札書」を提出しなければならない。

- ① 入札書の提出方法は、入札の日時に入札の場所への持参のみとする。
 - ② 入札当日は、積算内訳書を提示しなければならない。なお、積算内訳書を提出しない者は入札に参加できない。
 - ③ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式による「委任状」を提出するとともに、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しなければならない。
 - ④ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合、当該訂正部分に押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正することができない。
- (3) 開札には、競争入札参加者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- (4) 開札した場合において、落札者がいないときは、再度の入札を行う。
- (5) 競争入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をとるなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、開札の執行を延期又は取り消すものとする。

11 入札の無効に関する事項

いずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に入札金額、氏名及び押印のない入札又はこれらが判読不可能な入札
- (3) 入札者が同一事項について2回以上行った入札
- (4) 不正行為によって行われたと認められる入札
- (5) 入札条件に違反した入札

12 入札金保証

武雄市財務規則(平成18年3月1日規則第45号)第107条1項の規定に基づくときは、入札保証金の納付を免除する。

13 入札の辞退

条件付き一般競争入札において入札参加を認められた者は、いつでも次に掲げる方法により入札を

辞退することができる。

- (1) 入札執行前にあつては、入札辞退届を契約担当者等に直接持参すること。
- (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。
- (2) 最低の価格で有効な入札を行った者が複数いる場合は、くじにより落札者を決定する。

15 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅延なく公表するものとし、入札担当部局において閲覧に供する。

16 契約締結に関する事項

- (1) 落札者が決定したときは、本市が定める「土木設計業務等委託契約書」の取り交わしをするものとする。この場合、契約書の作成費用は落札者が負担するものとする。
- (2) 落札者が、特別の理由もなく落札者決定の日から5日以内に契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。
- (3) 入札心得については、武雄市ホームページに掲載しているので、確認すること。

17 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。

18 入札の延期又は中止

次の場合には、入札を延期又は中止することがある。

- (1) 不正その他の理由により競争の実益がないと認めるとき。
- (2) 天災地変その他のやむを得ない事由が生じたとき。

19 入札担当部署

武雄市役所 総務部 財政課 契約検査係

〒843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 : 0954-23-9320

FAX番号 : 0954-23-3816

E-mail : keiyaku@city.takeo.lg.jp